

2025年度

福山港 輸出・輸入コンテナ 補助制度のご案内

対象期間 2025年4月1日～2026年3月31日

募集期間 2025年6月2日～2025年9月30日※
※申請状況によっては期限を延長することもあります。

広島県では、福山港国際コンテナターミナルのコンテナ取扱量の増加による、国際定期航路の増便・新設や国際フィーダー航路の充実など、荷主企業にとって利便性の高い港を目指し、輸出入コンテナ貨物に補助金を交付する利用促進制度を実施しています。

ぜひこの機会に本制度を活用し、福山港の利用をご検討ください。

福山港利用促進補助制度とは

対象期間中に、**新規利用** または **県外港からの利用転換** により、福山港で、コンテナ貨物を **10TEU以上** 輸出入された場合

福山港を新たに利用した

荷主 に対して
1TEUあたり **5,000円** 交付

さらに

東南アジア発着の貨物は

1TEUあたり **5,000円追加** 交付

福山港の利用を荷主に提案された

フォワーダー に対して
1TEUあたり **2,500円** 交付

1事業者あたり最高

300万円

補助制度の詳細はウラ面へ

1事業者あたり最高

50万円

補助制度の詳細はウラ面へ

●予算の範囲内での交付となりますので、補助額が減額されたり、交付されなかったりする場合があります。

福山港の
国際定期航路

福山港

中国
週6便

韓国
週3便

台湾・香港
週1便

補助制度の概要

対象期間	2025年4月1日から2026年3月31日	
対象者	荷主の場合 船会社が発行する船荷券[B/L]に、 送人(Shipper)もしくはConsignee)として記載されている荷主 船荷券に荷主として記載されていない場合でも、フォワーダー(ハウス)B/L等にて実荷主であることが確認できれば補助対象者といたします。	フォワーダーの場合 貨物利用運送事業法 に規定する国土交通大臣の 登録 (第一種貨物利用運送事業)または 許可 (第二種貨物利用運送事業)を受けた事業者、もしくは 港湾運送事業法 に規定する国土交通大臣の 許可 (一般港湾運送事業等)を受けた事業者 等
	いずれも日本国内に事業所を有する者に限ります。	
補助条件	新規利用 または 県外港からの利用転換により福山港で輸出入されたコンテナ貨物が 10TEU以上 かつ福山港の 継続利用 が見込まれること。 <small>※TEUは「Twenty-foot Equivalent Units」の略で、20フィートコンテナ1個が1TEUとなります。40フィートコンテナ1個は2TEUに換算されます。</small>	
補助額	東南アジア発着の貨物の場合 コンテナ1TEUあたり 10,000円 を交付 東南アジア発着以外の貨物の場合 コンテナ1TEUあたり 5,000円 を交付 <small>※東南アジアとは、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスとする。</small>	コンテナ1TEUあたり 2,500円 を交付
	限度額	1事業者あたり 最高300万円

● 予算の範囲内での交付となりますので、補助額が減額されたり、交付されなかったりする場合があります。

申請から交付までの流れ

1 補助金交付申請(締め切り:9月末)

対象期間に補助条件を達成する見込みがあるときは、以下の書類に所要事項を記入の上、事務局へ提出してください。

①補助金交付申請書※1 ②事業計画書(経年計画含む) ③誓約書 ④船荷券[B/L] ⑤提案証明書※2

※1: 船社B/LではなくフォワーダーB/LのShipperである場合、フォワーダーとの連名で申請願います。

※2: 申請者がフォワーダーの場合、荷主企業から「フォワーダーからの提案等により福山港を新たに利用した」旨を証する書面を徴し、提出いただきます。

2 審査

1 で提出していただいた内容を元に審査・交付決定いたします。

3 実績報告提出, 補助金額確定・交付

「実績報告書」を提出いただいた後に、補助金額を確定し、補助金の交付をいたします。

申請書のダウンロード・航路一覧などは [広島のみなど](#) [検索](#) からご覧ください。

詳しくは、次の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

お問合せ

広島県東部港湾振興協会

事務局

広島県土木建築局港湾振興課ポートセールス担当
〒730-8511広島市中区基町10-52

☎ 082-513-4033

FAX 082-223-2463

E-Mail: dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp